五泉市農業委員会

令和８年　第９回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年９月 30 日(水)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市役所　４階　401 会議室

出出席委員(18 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　髙橋　喜美子	８番　（欠席）
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　（欠席）	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　（欠席）	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員(３人)

８番　権平　孝男	13 番　清田　ひろみ
17 番　大湊　賢吉	

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地転用事業計画変更承認申請について
議案第３号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・利用権設定・転貸案件
議案第４号　換地計画に対する同意について
８．報告事項
報告第１号　農地所有適格法人の設立について

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第９回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第９回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 人中 16 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、８番・権平孝男委員、13 番・清田ひろみ委員、17 番・大湊賢吉委員から欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、３番・大槻彰吉委員、４番・長谷川亘委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、１番・渡邉利雄委員から、報告をお願いします。

調査班長（渡邉利雄　委員）

はい、議長。議席番号１番、現地調査班 渡邉です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として９月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、瀧澤推進委員、金子推進委員、川上義廣推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、笹堀、小搦等、村松地区では、村松字番坂、村松字御堂入、番坂、美郷、青橋等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数４件で、売買が１件、賃貸借が３件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番は売買の案件です。

番号１番は、畑４筆 1,601 ㎡を議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

続きまして、番号２番から番号４番は賃貸借の案件です。３ページをご覧ください。番号２番は、４ページをご覧ください。田５筆 8,748 ㎡、番号３番は、田２筆 2,373

㎡、５ページをご覧ください。番号４番は、田５筆6,344㎡、これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、申請のうち、番号２番、番号４番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、省略といたしましたので、ご了承願います。

７ページから10ページをご覧ください。

番号１番から番号４番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡邉利雄　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、村松字番坂、村松字御堂入、番坂地内の畑、番号３番は、美郷、青橋地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして、「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、１件で、期間延長による変更であります。

13 ページをご覧ください。

番号１番は、砂利採取として令和７年に一時転用許可を受けておりましたが、申請地は、このところ、中東情勢の緊迫化を契機とした原油不足や物価高騰などによる経済活動が低迷していることから、砂利の出荷遅延などが生じ、砂利採取場からの原石の搬出量を減少させざるを得ない状況となっております。搬出量の減少により、当初計画していた期間での砂利採取の総量確保は極めて困難であるため、期間の延長とする事業計画の変更を行うものであります。また、使用後は、農地に復旧する際、団体営ほ場整備事業を実施する計画となっております。

事務局といたしましては、当初申請時点では見込むことのできない不測の事態によるものと判断し、この度の事業計画の変更はやむを得ないと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号

議　長　　続きまして、「議第３号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明をいたします。

27 ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について 17 件の申し出がありました。

27 ページから 55 ページは利用権設定・転貸の案件です。

合計 17 件、96 筆、合計面積は 85,394.61 ㎡です。うち、地域計画区域内が 13 件、

87 筆、合計面積は 80,815.61 ㎡です。地域計画区域外が４件、９筆、合計面積は 4,579 ㎡です。地域計画区域外は、番号 27 番から 34 番です。

56 ページから 59 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉　委員

はい、議長。

議　長　　はい、大槻彰吉委員。

大槻彰吉　委員

議席番号３番大槻です。

番号１番の譲渡人の経営面積が、０となっている点の説明をお願いします。

議　長　　はい、事務局。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　今現在の経営面積を記載しております。全ての農地を委託しているので、経営面積が０ということでございます。

議　長　　他にありませんか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第３号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第３号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号

議　長　　続きまして、「議第４号・換地計画について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。
63 ページからご覧ください。
議第４号　団体営ほ場整備事業（非補助）堂願野地区の換地計画同意については、67 ページのとおり土地改良法第 52 条第８項の規定に基づき、土地改良区が換地計画を定めて県知事の認可を得るためには、農業委員会の同意が必要となっていることから、早出川土地改良区から換地計画同意の依頼が提出されたものであります。
63 ページをご覧ください。
番号１番、事業名は、団体営ほ場整備事業（非補助）堂願野地区、事業主体は、早出川土地改良区であります。換地の状況は、筆数が従前の土地 438 筆、換地後の土地 162 筆、面積が従前の土地 19 万 2,170.66 ㎡、換地後の土地 19 万 3,502 ㎡で、関係農家数 21 件、工事完了予定の時期及び換地処分予定の時期は、令和９年２月末日となっております。
場所につきましては、69 ページの案内図をご覧ください。小流、小搦集落の南側が申請地となっております。81 ページには換地前の現形図、８３ページは換地後の換地集成図を掲載しております。ご覧のとおり、一区画が広くなり、農道の幅も広がっております。
70 ページは、換地設計樹立の基本方針、71 ページは、地区総計表、72 ページから 79 ページは、換地にかかる土地所有者の清算金一覧表を掲載しております。
換地の基本原則は、３つあります。１点目は、農地は非農用地区域外に換地するなど、従前地に見合う土地利用ができること「区域区分に関する原則」、２点目は、従前地と換地が見合い、かつ特定の者の不利益がなく、公平であること「照応に関する原則」、３点目は、面積の増減割合が２割に満たないこと「地積増減に関する原則」であります。
これらの原則に基づき、換地設計がされており、同意相当であると事務局では判断しております。
65 ページをご覧ください。
本換地計画に同意し、同意書を交付してよろしいか、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡邉利雄　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、堂願野地区内で、区画が広く整備された田と、農道の幅も広く、整備されておりました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第４号・換地計画について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第４号・換地計画について」は、原案のとおり決定されました。

８　報告事項　／　報告第１号

議　長　　続きまして、日程８、報告事項であります。

「報告第１号･農地所有適格法人の設立について」事務局より説明をお願いします。

本間次長　　はい、議長。

議　長　　本間次長。

本間次長　　はい、議長。

それでは、私の方から「農地所有適格法人の設立について」説明します。

資料をご覧ください。

令和８年９月４日に、五泉市赤海１丁目の「株式会社カトウライスファーム」より、農業法人設立届が提出されました。代表は、これまで個人で農業をされていましたが、農産物の生産、加工、販売を事業の中心とする農業経営について、会社組織として法人化することにより、生産性の向上、農地の集積、経営の安定化を図り、地域農業の維持発展に寄与することを目的として法人を設立されたものです。

「五泉市農業委員会農地所有適格法人の新規参入取扱要領」第３条に基づき、農地所有適格法人の要件を確認する書類として、農業法人設立届、事業計画書、定款、登記簿謄本等について確認いたしました。

９月 11 日に、取扱要領第４条の規定により、農業経営後継者対策委員会の亀山委員

長と大湊副委員長へ内容を報告し、９月 15 日の役員会で承認を得たところです。
なお、具体的な「農地所有適格法人」の要件につきましては、農地法第２条第３項に規定されておりますが、すべての要件を満たしており、「農地所有適格法人」に適合することを確認しましたので、この定例総会において、農地所有適格法人の設立について報告いたします。

議　長　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告事項を終了いたします。
以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和８年第９回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時 26 分　閉会）

本会議の顛末を記録し、議事の正確なることを証するため署名する。

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調 整 者　五泉市農業委員会 事務局

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿